Ⅵ　町道の除雪について

１　業務の概要

（１）除雪路線の延長について

町道の総延長約５４２kmのうち、車道　３５８km（交通量の多い幹線道路と宅地が連担し、除雪機械が入れる幅員の道路を対象)、歩道　４３kmを除雪対象路線としています。

（２）除雪出動の基準について

除雪路線の積雪が、**概ね１０cm 以上で融雪の見込みが無い場合に出動**し、幹線道路や通学路等の主要路線から優先的に順次除雪を行います。また、路面が融雪状態（シャーベット等）の場合は状況を確認のうえ出動します。

（３）除雪業者数と担当路線について

委託予定業者は１４社（平成２７年度から２社減）で、業者毎に担当路線の除雪業務を行います。**１社あたりの除雪が広範囲、長距離となっておりますので、時間帯も異なるなど、路線により除雪状況にばらつきが出ることがあります。**

２　町民の皆様へのお願い

（１）除雪車に近寄らない

除雪車は、道路状況によって右側を走行しながら除雪をする場合があります。近寄ると大変危険ですので絶対に近寄らないでください。

また、除雪作業は事故防止のため低速で走行しますので、早めにご自宅を出るなど、普段より時間に余裕をもって運転をお願いします。（降雪状況や路線によっては通勤・通学時間帯の除雪となる場合があります。）

（２）宅地出入り口の除雪にご協力を

除雪車による除雪は、車道の雪を道路の両端にかき分けて、通行を確保するためのものです。雪を残さずに除雪を行うことは技術的に不可能です。除雪車通過後の宅地の出入口の雪は、各家庭で除雪願います。広範囲、長距離の除雪作業のため、各家庭の出入口までは対応できかねますので、ご理解をお願いします。

（３）物や宅地の雪を道路に出さない

道路内に障害物となる物を置くと、除雪作業の妨げや除雪車の故障の原因となります。

また、宅地の雪を道路に出すと、道路幅が狭くなったり路面が凸凹になり、路面状態を悪化させ大変危険ですのでやめてください。

（４）路上駐車は行わない

路上駐車は除雪作業の大きな妨げになるだけでなく、事故を誘発する恐れがありますので絶対にやめてください。

（５）私道の除雪について

町が管理する道路以外は除雪を行うことができません。宅地分譲による位置指定道路は私道になりますので、その道路の管理者（宅地分譲の開発者又は宅地分譲され共有施設として主にその道路を使用する方々など）が除雪を行うこととなります。

（６）道路沿いの樹木の伐採等について

積雪により樹木の幹や枝が折れ、除雪作業や通行の妨げになることがあります。道路にはみ出た樹木の伐採や撤去については、土地の所有者が行ってください。

（７）スノーポール、砂置場について

道路沿いにスノーポールを設置しておりますが、除雪作業の安全確保のため必要なものですので、絶対に取り除かないでください。

また、急な坂道などには砂置場を設置しておりますので、路面凍結時にご利用ください。

除雪作業に
ご協力をお願いします

【除雪に対する問合せ先】

町道：役場 建設課　☎ 0197－42－2111(2222)

県道：県南広域振興局 土木部　☎ 0197－22－2881

国道：岩手河川国道事務所 水沢国道維持出張所
☎0197－24－2187